

平成25年（ワ）第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 137名

被告 東京電力株式会社，国

## 原告第56準備書面

(弁済の抗弁 被告東電準備書面(40)に対する認否・反論)

平成27年3月13日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌

外

### 第1 本書面の目的

本書面は、被告東電が平成27年1月30日付準備書面(40)において、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償について原紛センターの整理とは異なる見解を維持する旨を主張するのに対し、これに認否・反論するものである。

### 第2 被告東電の主張に対する認否・反論

#### 1 アについて

中間指針追補の記載としては、認める。

#### 2 イについて

被告東電の賠償基準が中間指針追補及び中間指針第二次追補に基づいていることは概ね認め（なお、第二次追補との関係では、被告東電の賠償基準では自主的避難等対象者に対する賠償期間が平成24年8月31日までに限定さ

れたことなど、両者の間にやや乖離が見られる。), その余は否認する。

被告東電は、「被告東京電力の賠償基準は・・・本件事故に伴う被害実態を踏まえて柔軟に対応するため」に策定されている旨主張するが、これは著しく実態に反する。これまで被告東電は、自ら定めた賠償基準に基づき、極めて硬直的に対応してきている。すなわち、被告東電は、加害者でありながら、一方的に賠償基準で定め、そこで定めた定額の賠償以外については、直接の交渉には一切応じていない。また、原紛センターの和解仲介手続においても、当初は被告東電の賠償基準以外には一切支払に応じようとせず、原紛センターからの強い説得によって、ようやく賠償基準以外の賠償にも渋々応じるようになったのが現実である。特に、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償について被告東電は、原紛センターにおいても個別の被害実態に応じて柔軟に対応したことなどない。

### 3 ウについて

認める。

しかし、原紛センターは、中間指針等を策定した原子力損害賠償紛争審査会(以下、「原賠審」という。)の下に設置された機関である。

更に言えば、そもそも、和解仲介手続を行う権限は原賠審に帰属しており(原子力損害賠償法18条2項1号、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令5条乃至11条)、原紛センターというのは、原賠審が和解仲介手続を主催する際に用いる名称に過ぎないのである(原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規定3条1項)。

すなわち、中間指針等を策定したのが原賠審なら、原紛センターにおける整理を行ったのも原賠審である。

にもかかわらず、中間指針等は金科玉条の如く自社の賠償基準の正当化の根拠としつつ、原紛センターの整理には正当性がないかのような主張をする被告東電の態度は、極めて恣意的であると言わざるを得ない。

#### 4 エについて

認める。

しかし、原紛センターにおける和解仲介手続は、当然のことながら、中間指針等に準拠する部分が非常に多く、そのため、画一的かつ定額的な損害算定がなされる部分が非常に多い。原紛センターにおける自主的避難等対象者に対する精神的損害の整理も、その一環で、画一的な整理がなされたものである。

被告東電は、そういった画一的な側面をもって「公平である」として中間指針等を絶賛してきたはずである。

被告東電は、唐突に、原紛センターでは「個別具体的な事情を踏まえて判断される」などと主張するが、原告らが指摘した原紛センターにおける精神的損害の整理は、定額的な金額の内訳に関するものであり、個別具体的な事情など全く踏まえられていない部分の話である。

#### 5 オについて

否認する。

私的自治の原則の下では、裁判所は、法令のほか、当事者間の合意を判断の基準としている。当事者間の和解が裁判規範性を有しないなどという見解は聞いたことがなく、被告東電の独自の見解である。

### 第3 結語

弁済の抗弁における既払い額という、原告らにとっては不利益ともいえる事実について、原告らは、原紛センターに対して相応の敬意を払い、自主的避難等対象者に対する定額的な支払の内訳については原紛センターの整理に即して認否したものである。

それに対して、僅かでも既払い額を増やそうとして、原紛センターの整理を尊重せず、さらには、現に原紛センターにおいて原紛センターの整理に基づいて被告東電と和解した原告らをも含めて、和解には裁判規範性がないな

どとして私的自治の大原則まで無視する被告東電の態度は，許されない。

和解には裁判規範性がない旨の主張は，換言すれば，被害者らに対し，一旦和解しても提訴したら和解書に書かれた内容には従わない，白紙に戻すと恫喝しているのと同じである。被告東電は，かかる主張が原告らを含めた本件原発事故の被災者の被告東電に対する信用をさらに損なう主張であり，また，如何に被災者らの不安を煽る不誠実な主張であるかを自覚すべきである。

以上